

# 社会環境及び住宅政策の動向について

- 1 社会環境の動向について
- 2 住宅政策の動向について
- 3 上位計画・関連計画の概要

# 1 社会環境の動向について

## ①人口減少・少子高齢化のさらなる進行

- わが国は、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少の時代に突入し、今後もさらに減少が続くと見込まれ、本格的な人口減少社会到来。世帯数も令和 5 年（2023 年）をピークに減少開始。吹田市の人口は増加傾向で、当面は増加の見込みだが、2030 年をピークに減少すると予測。
- 少子高齢化が進展し人口構造や世帯構成も変化。また、長寿命化により、高齢期の安全・安心の住まい・まちづくりのより一層の推進、あわせて、子育てがしやすい住まい・まちづくりの推進。
- 住宅ストックは「量」的に充足しており、居住環境の向上とあわせた住まいの「質」のより一層の向上の方向。

## ②住まい方やライフスタイルの多様化

- 単独世帯の増加や高齢世帯の高齢化など世帯構成等が多様化。
- 全国的にはシェアハウスや DIY 可能な賃貸住宅、既存住宅のリフォームやリノベーション等の需要が拡大。
- 働き方改革の進展、IT 化や通信インフラ整備の推進等により、テレワークや SOHO など新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まる中、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により新しい生活様式への転換が求められ、テレワーク・在宅勤務等の動きが加速。外出自粛などの対応も必要となり、自宅で過ごす時間が長くなる生活となり、住まいに対する考え方が変化。

## ③住まいや地域の安全・安心への関心の高まり

- 近年の自然災害の頻発・激甚化、大阪府北部地震の発生、また発生確率が高いと想定される南海トラフ地震等の地震や風水害等に対する備えを強化する方向。
- 住宅への不法侵入や空き巣などに対し、住宅・住宅地における防犯性の向上も重要。
- 地域コミュニティの弱体化、地域活動の低下などにより、地域の防災・防犯力の低下、地域での助け合い・支え合い力の低下が懸念され、安全・安心な住まい・まちづくりに向けた地域コミュニティの活性化が重要。
- リフォーム詐欺など建築物に関わる問題などもあり、既存住宅の活用にあたって対応を推進。
- 空き家対策やマンションの適正な管理の推進。

## ④持続可能な社会の実現に向けた動きの加速

- 「誰一人取り残さない」ことを誓う国際目標 SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献。
- 気候変動問題について、パリ協定（平成 28 年（2016 年）11 月発効）をふまえ、国において令和 2 年（2020 年）10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言。新たな技術革新を活かした、住まい・まちづくりにおける省エネルギー化や、長く使い続けられるストックづくりなどを推進。
- ヒートアイランド現象の緩和やなどの視点から住宅地の緑化も重要。
- 地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現が求められ、福祉政策など他分野との一体的対応によるセーフティネット機能の強化、住宅確保要配慮者への適切な対応の推進。

## 2 住宅政策の動向について

### ①住生活基本計画（全国計画）

平成 18 年（2006 年）に「住生活基本法」が制定され、住まいの「量」の確保から、国民の住生活の「質」の向上へと転換を図る道筋が示されました。同年、この法律に基づく「住生活基本計画（全国計画）」が策定されました。

その後、平成 28 年（2016 年）3 月に改定された計画では、次の 3 点をポイントとした人口減少・少子高齢化等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向が示されました。

○若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現

○既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速

○住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化

そして、令和 3 年（2021 年）3 月、「令和の新たな時代における住宅政策」として改定された計画が次の通り示されました。

#### 住生活基本計画（全国計画）

計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

##### [視点・目標]

##### 1. 「社会環境の変化」の視点

目標 1 「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現

目標 2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

##### 2. 「居住者・コミュニティ」の視点

目標 3 子どもを産み育てやすい住まいの実現

目標 4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

目標 5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

##### 3. 「住宅ストック・産業」の視点

目標 6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成

目標 7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進

目標 8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

## ②関連する法律等の制定・改正（主に本市現行計画策定後）

### 一居住の安定の確保

#### ○住宅セーフティネット法[住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律]

平成 19 年（2007 年）7 月施行 最終改正（平成 29 年（2017 年）10 月施行）

：低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭など「住宅確保要配慮者」に対する賃貸住宅の供給の促進を目的に制定。平成 29 年（2017 年）の改正で、民間の空き家、空き室を活用した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など住宅セーフティネット機能を強化。平成 30 年（2018 年）に主に登録申請に係る事務的負担の軽減について施行規則を改正。

#### ○高齢者住まい法[高齢者の居住の安定確保に関する法律]

平成 13 年（2001 年）8 月施行 最終改正（令和元年（2019 年）12 月施行）

：住宅政策と福祉政策の連携により、高齢者に適した住まいの確保を図るため、平成 23 年（2011 年）改正ではバリアフリー構造などを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の制度創設、平成 28 年（2016 年）改正では同住宅の市町村における登録基準の強化・緩和。令和元年（2019 年）には同住宅の円滑な登録のための事務的負担軽減などについて施行規則を改正。

### 一安全で良質な住宅ストックの形成

#### ○耐震改修促進法[建築物の耐震改修の促進に関する法律]

平成 7 年（1995 年）12 月施行 最終改正（平成 31 年（2019 年）1 月施行）

：阪神・淡路大震災を契機に制定。その後の地震災害にともない、平成 18 年（2006 年）には地方公共団体による「耐震改修促進計画」の策定を制度化する改正、平成 25 年（2013 年）には地震に対する安全性が明らかでない建築物に対する耐震診断の義務付けなどの改正、そして平成 31 年（2019 年）の改正では、耐震改修計避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け。

#### ○空家対策特措法 [空家等対策の推進に関する特別措置法]

平成 27 年（2015 年）2 月施行、関連規定は同 5 月施行

：適切な管理が行われていない空家等が生活環境に深刻な影響を及ぼしていることへの対応を目的に制定。行政が空家等に関する対策を行うことが可能となり、「空家等対策計画」を策定し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを位置づけ。

#### ○マンション管理適正化法[マンションの管理の適正化の推進に関する法律]

平成 13 年（2001 年）8 月施行 最終改正（令和 3 年（2021 年）3 月施行）

#### マンション建替法[マンションの建替え等の円滑化に関する法律]

平成 14 年（2002 年）12 月施行 最終改正（令和 3 年（2021 年）3 月施行）

：マンション管理適正化法は、管理組合が適正に運営され、マンション管理業者の資質が担保されることによって適正なマンションの管理を推進し、マンションの良好な居住環境の確保を図ることを目的に制定。令和 3 年（2021 年）の改正では、国による基本方針の策

定、地方公共団体による計画の策定及び指導・助言等の制度等を創設。

同時に、マンションの建替えを進めるための手続きや方法が定められたマンション建替法についても改正され、除却の必要性に係る認定対象の拡充、団地における敷地分割制度の創設を位置づけ。

#### ○長期優良住宅普及促進法[長期優良住宅の普及の促進に関する法律]

平成 21 年（2009 年）6 月施行 最終改正（令和 3 年（2021 年）2 月閣議決定）

：新築住宅を対象とした長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画の認定制度の創設。平成 28 年（2016 年）の改正で既存住宅の増築・改築も対象。令和 3 年（2021 年）閣議決定された法律案では、共同住宅の住棟認定の導入や災害リスクに配慮する基準を追加。

### 一既存住宅の流通市場の活性化

#### ○宅建業法[宅地建物取引業法] 最終改正（平成 30 年（2018 年）4 月施行）

：専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用と、建物状況調査の結果を活用した既存住宅売買瑕疵保険への加入促進をねらいとして、既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定を位置づけ。

### 一環境への配慮

#### ○エコまち法[都市の低炭素化の促進に関する法律] 平成 24 年（2012 年）12 月施行

：民間等の低炭素建築物の認定、市町村による低炭素まちづくり計画の策定を位置づけ

#### ○建築物省エネ法[建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律]

平成 28 年（2016 年）4 月施行 最終改正（令和 3 年（2021 年）4 月施行）

：建築物のエネルギー消費性能の向上を目的に制定。令和 3 年の改正では、戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設、地方公共団体の条例による省エネ基準の強化などが追加。

#### ○（参考）「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

令和 2 年（2020 年）12 月策定

：重要分野のひとつとして「住宅・建築物産業」の実行計画が記載。エネルギーマネジメントの導入強化、ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及拡大、省エネ住宅普及・断熱性向上やリフォームの拡大などの取組推進。

### 3 上位計画・関連計画の概要

#### ①大阪住生活基本計画

##### 「住まうビジョン・大阪」（大阪府住生活基本計画）（改定中）

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

※「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について」答申  
（令和3年（2021年）3月）より

##### 【基本目標】

多様な人々がいきいきと暮らし、誰もが住みたい、訪れたいと感じる、居住魅力あふれる都市の実現

##### 【政策の方向性】

基本目標の実現に向けては、「活力・魅力の創出」と「安全・安心の確保」に重点を置いた取組みを進める必要がある。

##### 【施策展開の視点】

- ①多様性（ダイバーシティ）
- ②共創（コ・クリエーション）
- ③資源の活用（リソース）

##### 【施策の方向性】

1. 暮らしの質を高める
  - ・新たなライフスタイルを支える身近なまちづくり
  - ・健康でいきいきとらせる住まい・まちづくり
  - ・多様なニーズに対応した良質なストック形成
2. 都市の魅力を育む
  - ・大阪を象徴する都市空間の創造
  - ・世界に誇れる景観づくり
  - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
3. 安全を支える
  - ・災害に強い都市の形成
  - ・住宅・建築物の安全性の確保
  - ・危機事象への備え
4. 安心の暮らしをつくる
  - ・誰もが暮らしやすい環境整備
  - ・多様な住まいを選択できる市場環境整備
  - ・健全な住宅関連産業の育成

## ②吹田市における計画

### ★吹田市第4次総合計画

<b>将来像</b>	変化の激しい時代にあっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちをめざします。 将来人口及び将来世帯数推計：令和22年：人口約384,000人、世帯数183,000世帯
<b>計画の期間</b>	令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）
<b>基本目標</b>	大綱1 人権・市民自治 / 大綱2 防災・防犯 / 大綱3 福祉・健康 大綱4 子育て・学び / 大綱5 環境 / 大綱6 都市形成 大綱7 都市魅力 / 大綱8 行政経営
<b>基本計画</b> （関連項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ活動への支援（大綱1 政策2 市民自治によるまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合わせた活動の場づくり</li> </ul> </li> <li>○防災力・減災力の向上（大綱2 政策1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援</li> </ul> </li> <li>○防犯力の向上（大綱2 政策2 犯罪を許さないまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の見守り活動の支援、警察や防犯協議会などと連携した防犯活動や広報活動</li> </ul> </li> <li>○生きがいづくりと社会参加の促進（大綱3 政策1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいづくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援、暮らしを支える支援体制の充実</li> <li>・在宅生活を支援するサービスの充実、地域全体で支え合う体制づくり</li> </ul> </li> <li>○生活支援など暮らしの基盤づくり（大綱3 政策2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームなどの住まいの場の確保</li> </ul> </li> <li>○地域福祉の推進（大綱3 政策3 地域での暮らしを支えるまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくり</li> </ul> </li> <li>○低炭素社会への転換の推進（大綱5 政策1 環境先進都市のまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導</li> </ul> </li> <li>○土地利用誘導と良好な景観形成（大綱6 政策1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な土地利用誘導、良好な景観形成に向けた啓発、住民主体のまちづくり活動に対する支援</li> </ul> </li> <li>○良好な住環境の形成（大綱6 政策1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発・建築の指導、市街地の整備・再整備、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営などにより安全な住環境や住まいの確保</li> </ul> </li> <li>○みどりの保全と創出（大綱6 政策1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地での緑化に向けた取組の支援など、地域の特性を生かした新たなみどりの創出</li> </ul> </li> <li>○魅力の向上と発信（大綱7 政策3 市民が愛着をもてるまちづくり）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じられる機会の充実、魅力の発信</li> </ul> </li> <li>○公共施設の最適化（大綱8 政策1 行政資源の効果的活用）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設について日常的な維持管理や老朽化した施設の更新、施設の複合化や集約化、公有地の利活用など総合的かつ計画的な管理</li> </ul> </li> </ul>

## ★吹田市都市計画マスタープラン

<b>基本理念</b>	<p>暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり 誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり</p>
<b>計画の期間</b>	<p>平成 27 年（2015 年）から概ね令和 6 年（2024 年）</p>
<b>まちづくりの方針</b> (関連項目)	<p><b>1 土地利用誘導の方針</b> 【住宅系市街地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の様々な居住ニーズに対応し、地域の歴史的背景や立地特性に応じた多様な住宅地の環境づくり</li> <li>・戸建専用住宅が立地する地区では、必要に応じて地区計画や景観法などの活用により良好な住環境の保全と育成</li> <li>・老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区では、地域の実情にあわせて、防災性の向上に向けた誘導方策の検討、市街地の安全性の向上</li> </ul> <p><b>2 都市施設整備の方針</b> 【公園・みどり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の宅地化にあたっては、無秩序な開発を防止し、道路など都市基盤施設の整備がともなった良好な市街地形成の誘導</li> <li>・樹林や竹林、ため池、生垣、社寺、大学のみどりなど、市内に残る豊かなみどりについて、市民、事業者と連携して保全する取組</li> <li>・住宅地等の敷地の緑化促進などみどりのネットワークの形成</li> </ul> <p><b>2 都市施設整備の方針</b> 【コミュニティ施設をはじめとする公共施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、子育て、生涯学習、文化、コミュニティ活動などを支える公共施設については、既存施設の有効活用、必要な機能整備</li> </ul> <p><b>3 市街地整備の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地整備上の課題のある地区では、市街地開発事業をはじめとする面的整備事業とともに、地域地区制度や地区計画制度による市街地の適切な土地利用の誘導</li> <li>・「阪急千里山駅周辺」地区では、老朽化した公的住宅の建て替え等により、居住水準の向上と地域課題の解消</li> </ul> <p><b>4 災害に強いまちづくり方針</b> 【市街地の防災性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区などについては、地域の実情に応じた建築物の不燃化・耐震化の促進</li> </ul> <p><b>4 災害に強いまちづくり方針</b> 【協働による減災まちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進</li> </ul> <p><b>5 環境まちづくり方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や事業所での節エネルギーに係る取組の推進、省エネルギー技術、再生可能エネルギーの導入拡大</li> </ul> <p><b>6 景観まちづくり方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の日常的な生活環境をより快適で潤いのある「生きる景観」とすることをめざした景観まちづくりの推進</li> <li>・歴史的建造物など個性的な地域づくりのための資源として活用していくため、必要に応じた景観法等に基づく保全の仕組みの活用</li> </ul> <p><b>7 安心のまちづくり方針</b> 【福祉のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共・民間による多様な形態での高齢者・障がい者向け住宅の供給を図るとともに、介護保険施設や障がい者・認知症高齢者グループホームなど多様な住まいの整備について検討</li> <li>・子どもにとって快適で安心してのびのびとあそび、学べる居場所づくりのため、既存施設の有効活用や公有地の利活用などによる必要な機能整備</li> </ul> <p><b>7 安心のまちづくり方針</b> 【バリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間における段差の解消、防護柵の設置など安全性の向上</li> <li>・多くの人々が利用する施設について、全ての人々が利用しやすいよう空間や情報のバリアフリー化推進</li> </ul> <p><b>7 安心のまちづくり方針</b> 【犯罪や事故の起きにくい市街地環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間における夜間照明や見通しのよい空間構成の工夫</li> <li>・情報通信ネットワークの充実や救急医療体制の強化など安心して生活ができる市街地環境の整備</li> </ul>

## ★吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<b>基本的な考え方</b>	吹田市に「ひと」が集まり、質の良い「しごと」と「まち」が創造されるといった「まち・ひと・しごと創生」を目指します。まち・ひと・しごとの創生により、市民が安心して暮らし、働き、出産・子育ての希望をかなえることができる環境を整備します。 将来人口：令和 42 年（2060 年）時点で 32 万人程度
<b>計画の期間</b>	平成 27 年度（2015 年度）から令和 5 年度（2023 年度）
<b>今後の施策の方向</b> （関連項目）	<p><b>基本目標 2 「住む」「楽しむ」新たな魅力が見つかるまち</b></p> <p><u>基本的方向（2）環境に配慮した快適で機能的なまちづくり</u></p> <p>○施策② <b>みどり環境の継承と充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が憩いやくつろぎを感じる、みどりのあるコミュニティ空間を提供する。</li> <li>・市の住宅の 4 分の 3 が集合住宅である特殊性を特長ととらえ、集合住宅の敷地内において、立体的なみどりの空間を創出する。</li> </ul> <p>○施策③ <b>環境先進都市をめざした取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「うちエコ診断」や「大阪府ビル省エネ度判定制度」を活用し、家庭や事業所における省エネルギーポテンシャルの見える化を推進する。</li> <li>・家庭や事業所における省エネルギー機器等の導入促進策について検討する。</li> </ul> <p><b>基本目標 4 誰もが安心して暮らせる「幸齢社会」が実現するまち</b></p> <p><u>基本的方向（1）健康・医療のまちづくりによる健康寿命の延伸</u></p> <p>○施策① <b>「生涯活躍のまち」（健都版 CCRC）の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北大阪健康医療都市において、地域包括ケアシステムのモデルとしての生活習慣病予防や介護予防機能を重点化した 高齢者向けウェルネス住宅を整備する。</li> </ul> <p><u>基本的方向（2）誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり</u></p> <p>○施策② <b>「幸齢者のたまり場」づくりへの支援と孤立化の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに生き生きと暮らせるよう、「幸齢者のたまり場」づくりを支援するとともに、幸せに年齢を重ねることの実感を培うことに取り組む。</li> <li>・閉じこもりや孤立化の防止など、ひとり暮らし高齢者の外出や運動、地域交流を促進する。</li> </ul> <p>○施策③ <b>介護予防・認知症予防の推進と高齢者を見守り支える地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域サポート事業などにより、地域における見守り体制を構築する。</li> </ul> <p><u>基本的方向（3）地域コミュニティの強化による安心安全のまちづくり</u></p> <p>○施策① <b>災害に強いまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時、災害時要援護者の避難支援活動を円滑に行うため、災害時要援護者名簿について、対象者の同意をとり、地域へ提供する。また、災害時要援護者名簿の活用を行っている団体の現地調査を実施し、取組事例の情報発信を行い、防災訓練での使用など、平常時からの活用促進を図る。</li> <li>・市民や市内の各大学、企業等と連携し、地域の災害対応能力の強化を図る。</li> <li>・自助による防災意識の高揚や浸水被害の軽減を図るため、浸水対策となる止水板等の設置に対する助成を行う。</li> </ul> <p>○施策② <b>地域防犯力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ等の設置や防犯活動団体の増加促進を行うなど、地域の見守りの目を拡充する。</li> </ul> <p><u>基本的方向（4）市民ニーズの変化に応じた都市の形成</u></p> <p>○施策③ <b>空き家対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家等の所在等を把握する。</li> <li>・国のガイドライン等を参考に、特定空家等に対し、必要な是正措置を図る。</li> </ul>

★第3次吹田市地域福祉計画

<p>基本理念 及び目標</p>	<p>いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり 目標 ○健康の保持・増進 ○社会的孤立の解消 ○安心・安全な地域づくり</p>
<p>計画の期間</p>	<p>平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）</p>
<p>具体的な 施策 (関連項目)</p>	<p><u>施策の柱1 公民協働による地域福祉活動の推進</u> ○重点施策1 お互いの顔の見える関係づくり～地域住民間の交流の促進～ ・自治会への加入促進など ○重点施策4 災害に備える支え合いの仕組みづくり～災害時要援護者への支援～ ・災害時要援護者に対して、安否確認や避難誘導などの支援が適切に行えるよう、地域の各組織との連携により、地域で支える安心・安全のネットワークづくり ○基本的な施策(2) みんなの居場所づくり ・住民主体の「まちの縁側」づくりなど ○基本的な施策(3) 安全対策（防災・防犯）の充実 ・自主防災組織の結成と活動の活性化、防犯活動の活性化、防犯カメラの設置など</p> <p><u>施策の柱3 地域福祉活動推進の基盤整備</u> ○基本的な施策(3) 交流の場、活動拠点の整備 ・公共施設の改修や建替等の機会をとらえて、必要とされる機能と場所の確保を検討 ・吹田市開発事業の手續等に関する条例（好いたすまいる条例）に基づき、マンション等の共同住宅を開発する事業者に対して集会施設の設置を求めるなど住宅開発時に地域活動の場が整備されるよう取り組みます。 ○基本的な施策(4) 地域福祉活動への財政支援 ・地域福祉活動への財政支援を継続</p> <p><u>施策の柱4 福祉・保健・医療制度の充実</u> ○基本的な施策(1) 高齢者に関する支援の充実 ・高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備</p> <p><u>施策の柱5 地域福祉に関連する施策の推進</u> ○基本的な施策(1) 安心・安全な住まいの充実 ・市営住宅においては、建替えに際して車いす対応住戸を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替えを可能とするなど、安心して住み続けるために支援しています。 ・高齢者や障がいのある人で身体機能の低下などにより住宅の改造が必要な場合に、世帯を対象に住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成を引き続き行っています。（介護保険で非該当と認定された方でも、障がいの程度によっては助成しています。）</p>

★第8期吹田健やか年輪プラン

将来像	身近な地域で共にいきいきと安心・安全に暮らせるまち ～ずっと吹田で、ずっと元気に～
計画の期間	令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）
施策の展開 (関連項目)	<p><u>基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実</u>  <b>○高齢者の地域活動や社会参加の促進</b>          ・集いの場の充実に向けた支援          ・地域活動参加への支援</p> <p><u>基本目標2 相談支援体制の充実</u>  <b>○地域での支え合い機能の強化</b>          ・相談支援の連携体制の構築          ・地域における支え合い活動への支援</p> <p><u>基本目標3 介護予防の推進</u>  <b>○住民主体の介護予防活動支援の充実</b>          ・身近な地域における住民主体の介護予防活動支援の充実          ・介護予防活動のための拠点の確保</p> <p><u>基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実</u>  <b>○暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供</b>          ・在宅福祉サービス等の提供          ・ひとり暮らし高齢者への支援の充実</p> <p><u>基本目標5 認知症支援の推進</u>  <b>○地域における見守り体制の構築</b>          ・地域における見守り体制構築に向けた支援  <b>○認知症の人とその家族への支援</b>          ・身近な地域での相談や集える場所の確保</p> <p><u>基本目標7 安心・安全な暮らしの充実</u>  <b>○高齢者の住まいの安定確保に向けた支援</b>          ・住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供          ・高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施          ・高齢者向け住まいの質の確保          ・高齢者向け住まいの供給          ・高齢者向けウェルネス住宅における取組の充実  <b>○防災・防犯の取組の充実</b>          ・地域における防災力向上の推進          ・減災に向けた取組の推進          ・地域における防犯力向上の推進</p> <p><u>基本目標8 介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営</u>  <b>○介護サービスの整備</b>          ・地域密着柄サービスの充実</p>